

障害者権利条約の批准、衆院が承認案を可決

日本も国連の障害者権利条約を批准することが11月19日、衆議院本会議で全会一致で承認された。参院でも可決され国会の承認が得られると、政府は条約を結ぶ手続きに入る。

8日に承認案の説明があり、13、15日と審議したのち全会一致で承認すべきと議決された衆院外務委員会では、権利条約の趣旨や目的をどれだけ国内法に反映させたかを確認する議論などがあった。

日本は2007年、条約に署名。その後2009年から政府は、批准する前に国内法を整備する方針で障害者制度改革を始め、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定などをし

てきた。

議員からは「まだ条約に見合った法律に整備できていないところもある」、「批准をスタートにして、条約の水準に進化、発展するよう力を尽くすべき」といった指摘があったが、岸田文雄・外務大臣は「条約を締結した後も引き続き努力していくもの」と答弁した。

また岸田大臣は、国連で権利条約の案が作られる段階から障害当事者が参画していたこと、この手法が国内の障害者制度改革でも取り入れられたことについて「条約を実施する上でも重要」とした。

(福祉新聞・第2647号 2013年11月25日)